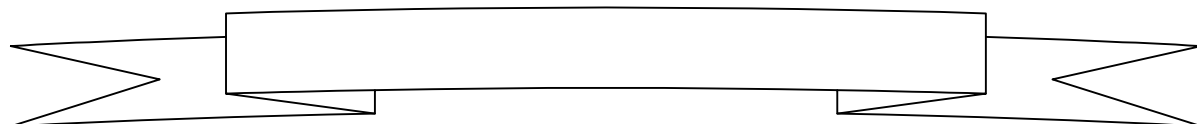


平成27年度

会計検査院

情報公開・個人情報保護審査会

年報



目 次

頁

I 組織の概要

1 設置と役割	1
2 委員について	3
3 調査権限及び審議の流れ	4
4 情報の提供について	7

II 平成27年度の運営状況

1 審査会の開催実績	8
2 諮問事件の処理状況	10
3 答 申	11
・平成26年(情)諮問第1号〔答申(情)第63号〕	13
・平成25年(情)諮問第3号〔答申(情)第64号〕	24
・平成27年(情)諮問第1号〔答申(情)第65号〕	42
・平成26年(情)諮問第2号〔答申(情)第66号〕	55

III 資料編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	67
2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況	73
3 委員の推移	78

I 組織の概要

1 設置と役割

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服のある人は、その取消し又は変更を求めて不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた会計検査院長は、原則として、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）に諮問し、審査会の答申を踏まえて裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての審査に当たって第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決を図ることを目的として設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

そして、審査会は、上記の目的を果たすため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。

なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

また、28年4月1日の行政不服審査法等の施行に伴い、不服申立ての類型が原則として審査請求に一元化されるなどするとともに、審査会は、会計検査院に対する行政文書の開示請求に係る不作為又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についても調査審議をし、答申をする

こととされています。

なお、同日の「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会は、内閣府から総務省に移管されています。

(当年報は、27年度末時点の法令等に基づき作成しています。)

2 委員について

(1) 任 命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2) 任 期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3) 義 務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 第5期審査会委員（平成25年4月1日～28年3月31日）

会 長	山 舗 弥一郎	公証人
会長代理	山 岸 敬 子	明治大学法科大学院教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学大学院人文社会科学研究所長・教授

(注) 1 会長の互選及び会長代理の指名：25年4月23日

2 各委員の本務は、任命時のものである。

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

① インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような不服申立事件については、不開示等とされた文書又は情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、不服申立事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

③ その他の調査権限

審査会は、不服申立人、参加人（不服申立てに参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「不服申立人等」という。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています。

ます（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会は、調査審議を行うに当たって不服申立人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

（2）不服申立人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

不服申立人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならぬとされています（準用審査会設置法第10条）。

② 意見書等の提出・閲覧

不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

また、不服申立人等は、審査会に対し、他の当事者が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条）。これは、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、審査会は、意見書等の閲覧を認める場合、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、原則として、その写しを交付することとしています。

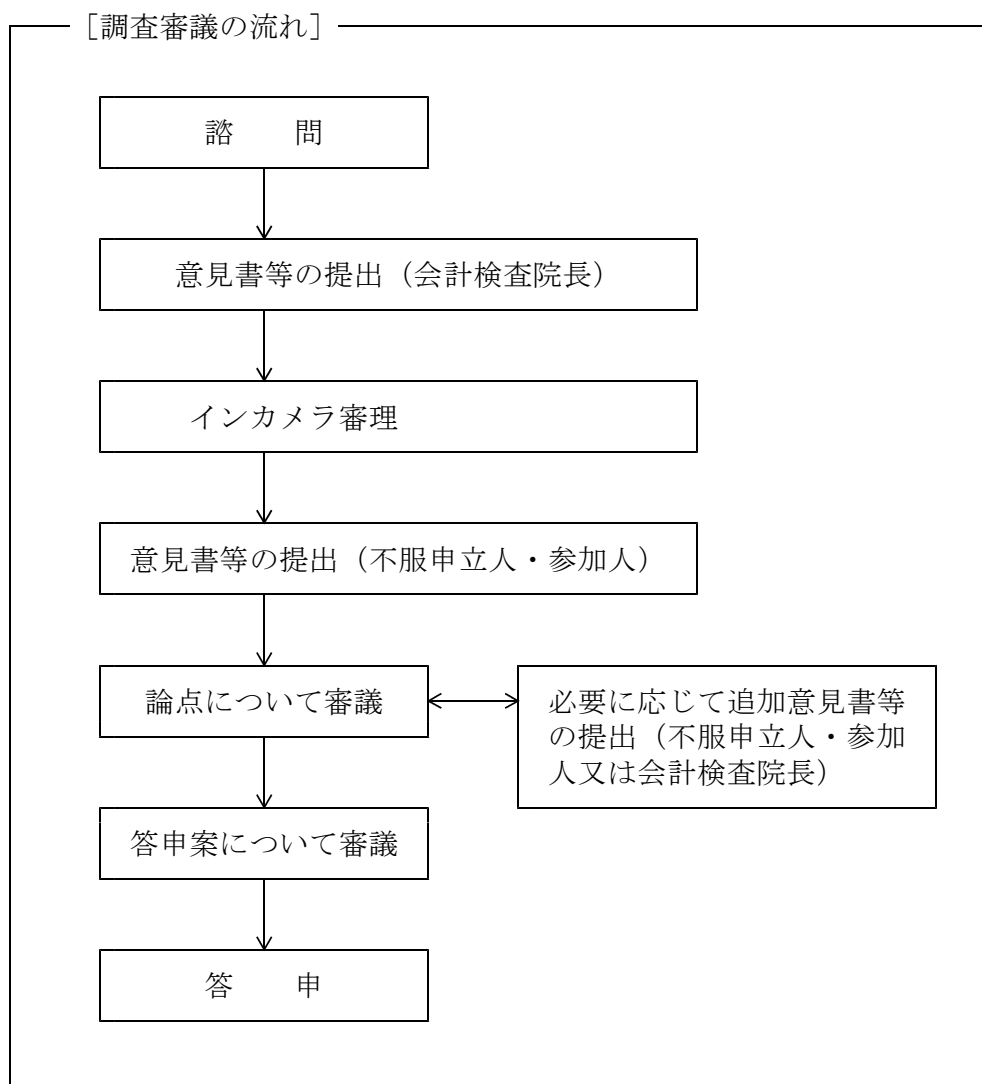
（3）指名委員による調査

インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、遠方に居住する不服申立人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

(4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や不服申立人等からの意見書等の提出・説明等により、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公表内容	公表時期	公表方法
開催記録	会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	報道機関への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年報	会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<http://www.jbaudit.go.jp/>

Ⅱ 平成27年度の運営状況

1 審査会の開催実績

平成27年度の開催回数は8回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第138回	平成27年 4月28日	1 平成26年(情)諮問第1号〔特定個人が会計検査院に送付した内容証明書等に対する同院の措置が分かる文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件〕…審議 2 平成25年(情)諮問第3号〔特許特別会計に対する会計検査院の指摘又は見解を示す文書の一部不開示決定に関する件〕…審議
第139回	6月2日	1 平成27年(情)諮問第1号〔特定の裁判所に対する会計検査において駐車場の無償貸与について指摘したことに関する文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件〕…諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議 2 平成25年(情)諮問第3号…審議
第140回	7月21日	1 平成25年(情)諮問第3号…審議 2 平成27年(情)諮問第1号…審議 3 平成26年(情)諮問第2号〔独立行政法人理化学研究所に係る会計実地検査資料(平成23年度分及び24年度分)のうち、特定の部署のみが主な会計実地検査の対象となっている全ての文書の不開示決定に関する件〕…審議
第141回	9月15日	1 平成27年(情)諮問第1号…諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議 2 平成26年(情)諮問第2号…諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
第142回	11月10日	1 平成26年(情)諮問第2号…審議 2 平成27年(情)諮問第1号…審議
第143回	12月22日	1 平成27年(情)諮問第1号…審議 2 平成26年(情)諮問第2号…審議

	開催日	主な議事内容
第144回	平成28年 1月19日	1 平成27年(情)諮問第1号…審議 2 平成26年(情)諮問第2号…諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭意見陳述の聴取及び審議
第145回	3月8日	平成26年(情)諮問第2号…審議

2 諮問事件の処理状況

平成27年度において、審査会に諮問された事件はありませんでした。前年度以前に諮問され処理が持ち越された情報公開関係4件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は表2のとおりとなっています。

表2 諮問事件の処理状況
〈情報公開関係〉

単位：件

諮問件数	27年度における答申件数	答 申 区 分			27年度における取下げ件数	27年度末現在の処理中の件数
		諮問庁の判断は妥当でない	諮問庁の判断は一部妥当でない	諮問庁の判断は妥当		
4	4	0	1	3	0	0

(注) 諮問件数は、前年度からの持ち越し4件である。

〈個人情報保護関係〉

該当なし

3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、不服申立人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、不服申立てに対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

審査会は、平成27年度に、表3のとおり、情報公開関係4件の答申を行いました。

各答申の内容は13頁以降のとおりとなっています（各答申の掲載頁は表3参照）。

表3 答申の状況等

〈情報公開関係〉

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
平成 26年 (情) 諮問 第1号	答申 (情) 第63号	26. 5. 15 27. 4. 30	特定個人が会計検査院に送付した内容証明書等に対する同院の措置が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	諮問庁の判断は妥当	13	27. 6. 16	申立て棄却 (答申と同様)
平成 25年 (情) 諮問 第3号	答申 (情) 第64号	25. 11. 18 27. 7. 22	特許特別会計に対する会計検査院の指摘又は見解を示す文書の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は一部妥当でない	24	27. 9. 25	申立て一部認容 (答申と同様)
平成 27年 (情) 諮問 第1号	答申 (情) 第65号	27. 1. 23 28. 1. 20	特定の裁判所に対する会計検査において駐車場の無償貸与について指摘したことに関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	諮問庁の判断は妥当	42	28. 3. 9	申立て棄却 (答申と同様)

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
平成 26年 (情) 諮問 第2号	答申 (情) 第66号	26. 7. 24 28. 3. 9	独立行政法人理化学研究所に係る会計実地検査資料(平成23年度分及び24年度分)のうち、特定の部署のみが主な会計実地検査の対象となっている全ての文書の不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	55	28. 3. 23	申立て棄却 (答申と同様)

諮問番号：平成26年（情）諮問第1号

事件名：特定個人が会計検査院に送付した内容証明書等に対する同院の措置
が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

諮問日：平成26年 5月15日

答申番号：答申（情）第63号

答申日：平成27年 4月30日

答申書

第1 審査会の結論

特定個人が会計検査院に内容証明郵便等で送付した文書に対する同院の措置が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成26年4月18日付け260普第88号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

ア 本件は、特定事項について会計検査院に情報提供したにもかかわらず、同院が適正な検査を行っていないことが原因で不適正な税金を国に返還させることができなくなり、同院がどのような検査を行ったのかに関して開示請求を行ったものである。

会計検査院は、10年当時、審査請求人が提供した情報等に基づき、相手方に適切な検査を行うべきところ、なおざりな検査を行い、不適切な税金の使用を見抜けず、国民及び審査請求人の期待を裏切った。会計検査院が相手方にだまされないように、検査が終わった頃に、同院に電話をかけたが、相手方の言い分が正しいかの検証をすることもなく、「特に問題はなかった」と回答した。これは間違った判断である。このようなことが起こらないよう会計検査院に自覚を促すため、また、時間が経ったとは言えども、同院が相手方に善後策を要求する行動をとるべきだ

と思い、本年（26年）になって、第1局長及び各検査官に対し、10年当時の検査はどのようなものであったかを内容証明郵便等で問い合わせたが、何の返事もなかった。また、各検査官に第1局長を指導するよう文書を送付したが、何の返事もなかった。

このため、本年3月に開示請求を行ったものの、不開示決定となった。このことは、会計検査院の検査がなおざりであるという事実を隠ぺいするには都合のよい解釈である。もし的確な検査を行っていたら、数千万円以上を国に返還させることができたはずである。

以上のような趣旨により、また、社会正義に鑑みても、会計検査院がどのような行動をとったのかが分かる文書の開示請求を行う。また、本件開示請求の正当性について、第三者の目で見してほしい。

イ 審査請求人が要求している趣旨は、情報提供した件について会計検査院がやるべき仕事をやったのか、検査の際に見逃しや誤りが生じた場合のチェック体制、フォローはどうなっているのか、検査が間違っていた場合その訂正にどのような対処がなされたのかを知りたいということである。そのため、会計検査院に尋ねたところ、公文書の開示を求めているかどうかと言われたので、本件開示請求を行ったのであるが、この時点で、問題のすり替え・すれ違いにされ、適宜、あしらわれてしまった感じである。

審査請求人が情報提供した件は、会計検査院で検証されることもなく放置されたのか。それとも再検査したのか。これを知りたい。諮問庁の意見書には、何か所も外部情報が大事だと記載されているのに、フィードバックの一つもないのか。

本件について、審査請求人（情報提供者）が特定されても構わない。

ウ 審査会は、いわば外部役員のようなものであるから、諮問庁の意見書のように紋切り型の回答でなく、また、審査会の審議対象外であるなどと言わず、国民が期待するような良識ある第三者的な立場で、本件諮問事件を審議してほしい。

最近、朝日新聞は、韓国慰安婦、福島第一原発の過去の虚偽報道について大きく紙面を割き、お詫びを行っている。これまで、メディアも官庁も都合の悪いことは表に出さず、しらを切り続けている。官庁の組織も、コンプライアンス、自浄作用をもっと強化すべきである。是非、何らかのフィードバックをお願いする。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、特定個人が会計検査院に内容証明郵便等で送付した文書に対する同院の措置が分かる文書の開示を求めるものである。

(2) 不開示決定（存否応答拒否）

一般的に、会計検査院の検査過程においては、審査請求人が開示を求める文書を含めて、受検庁の会計経理に関する情報等、同院の実施する検査に関連して各種の情報、苦情等（以下「情報等」という。）が寄せられることが少なくない。そして、これらの情報等には、受検庁の不適切な会計経理に関する情報その他検査上の参考となる有意な情報等のほか、必ずしも受検庁の会計経理とは直接関係のないもの、検査上の参考とする内容に乏しいものなど実に様々な内容のものが含まれるが、会計検査院では、これらの情報等については、その名称、内容、形式等を問わず、全て「外部情報」として取り扱うこととしている。

そして、処分庁は、審査請求人に対して、開示請求手数料を納付する前に、特定の者から外部情報の提供があったか否かについての情報を公にすると、情報提供者が外部情報の提供をしなくなるおそれがあることなどから、外部情報の提供の有無に関する情報は不開示情報に該当し、不開示の決定がなされるものと思われることなど、会計検査院に寄せられた外部情報に係る情報公開法における一般的な取扱いを明確かつ丁寧に説明した。

その上で、処分庁は、本件開示請求に対して、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定個人が外部情報を会計検査院に提供した事実の有無を明らかにすることと同様になり、情報公開法第5条第1号本文及び第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報が開示されることになるため、情報公開法第8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、26年4月22日付けで、上記不開示決定（存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

2 会計検査院における外部情報の取扱い

(1) 外部情報に係る一般的な手続

会計検査院では、外部情報の管理及び活用の適正を期すこととしており、審査請求人が送付したとする文書が存在するならば、外部情報として取り扱うこととなる。

会計検査院における外部情報の一般的な手続は、以下のとおりである。

会計検査院に提供された外部情報は、受付後、その内容が明らかに同院の検査対象とはならない場合及び内容の具体性を著しく欠く場合はⅡ分類とし、それ以外の場合はⅠ分類と区分した上、Ⅰ分類の場合は、所定の「外部情報の活用状況調書」（以下「活用状況調書」という。）を作成して担当局長の決裁を得て、これを適切に活用するとともに、Ⅱ分類の場合は、担当検査課の課長等の判断により、適宜、課内供覧等を行うなどとされている。また、Ⅰ分類及びⅡ分類の場合のいずれについても、当該外部情報に係る受検庁に対する実地検査等の結果、特に報告すべき事項があった場合には、申報書等の報告書によって関係幹部まで報告することとされている。

(2) 外部情報の取扱いの趣旨

ア 検査過程又は審理・判断の過程における外部情報の重要性

会計検査院の受検庁は多岐にわたり、その検査対象は膨大であり、また、現行制度上、同院の検査は強制処分等の権限を背景として行われるものではない。

このため、検査過程において広く各種の外部情報の提供を受けてその適切な活用を図ることは、厳正で、かつ、効果的な検査を実施する上で重要である。

特に、不適切な会計経理その他組織的に行われているような事態について検査する場合又は受検庁において事態の隠ぺいを図るなどの不適切な検査対応が行われるような場合には、外部情報が有力な検査の契機となる場合が少なくない。そして、検査過程又は審理・判断の過程において重要な基礎資料として活用され、当該検査の結果が検査報告に掲記されることもあり得る。

イ 広く外部情報の提供を受ける必要性

上記アのとおり、検査過程においては、広く各種の外部情報の提供を受けてその適切な活用を図ることが重要であるが、一般に、外部情報は、提供を受ける際にその有用性を確認することが困難なものであり、実際に提供を受けて検査を実施することにより、はじめてその有用性を確認できるという場合が少なくない。

したがって、会計検査院は、基本的にその内容等をあらかじめ問うことなく外部情報の提供を受ける必要がある。

ウ 計画的に外部情報の活用を図る必要性

外部情報には有力な検査の契機となるものも少なくないが、計画的にその活用を図ることとしなければ、活用の時機を逸し、又は受検庁

及びその他の関係者（以下「受検庁等」という。）により周到な検査対策を施されるなどして、その活用が困難となるおそれがある。

したがって、検査過程で外部情報を取得した場合には、当該外部情報の内容、今後の検査予定等を十分に勘案した上で計画的にその活用を図る必要がある。

仮に、外部情報の適切な活用が行われないような場合には、当該外部情報の提供者のみならず、外部情報を提供しようとする者の情報提供意欲を著しく減殺させ又は会計検査院に対する信頼を著しく損ね、今後の検査過程における外部情報の提供を阻害して、有力な外部情報の提供が行われない事態を招来するおそれがあり、ひいては厳正で、かつ、効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

エ 外部情報に関する秘密保持の必要性

一般に、外部情報の提供者又は外部情報を提供しようとする者は、会計検査院に外部情報を提供した場合には、当該外部情報を提供した事実の有無、その内容等に関する情報が明らかとなつて、これにより提供者個人が特定されたり何らかの不利益を受けたりするおそれはないかということに強い関心を有するものである。他方で、受検庁等は、会計検査院に外部情報が提供された事実の有無、その内容等について強い関心を有するものと考えられる。

このため、外部情報の有無、内容、提供者等に関する情報については、平素からその秘密保持の徹底を期す必要がある。

仮に、外部情報の有無、内容、提供者等に関する情報が外部に明らかにされた場合には、当該外部情報の提供者のみならず、外部情報を提供しようとする者を委縮させてその情報提供意欲を著しく減殺させ又は会計検査院に対する信頼を著しく損ね、今後の検査過程における外部情報の提供を阻害して、有力な外部情報の提供が行われない事態を招来するおそれがあり、ひいては厳正で、かつ、効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該外部情報に関連する検査にとどまらず、同種又は類似の検査に際しても受検庁等により周到な検査対策を施されるなどのおそれがあり、この意味においても厳正で、かつ、効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第1号本文該当性

本件対象文書は、特定個人が会計検査院に内容証明郵便等で送付した

文書に対して、同院がどのような措置を執ったかが分かる文書である。この特定個人が外部情報を会計検査院に提供した事実の有無に関する情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（情報公開法第5条第1号本文）に該当するものである。

そして、一般に、このような情報は、慣行として公にされているものではなく、また、このような情報が外部に明らかにされた場合には、外部情報の提供者が特定されて何らかの不利益を受けたり、心理的に厳しい状況に追い込まれてその平穏な社会生活等が不当に脅かされたりするおそれがあることを踏まえれば、公表することが予定されている情報であるともいえないものである。

よって、特定個人が外部情報を会計検査院に提供した事実の有無に関する情報は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しないほか、同号ただし書ロ及びハにも該当しないものであるため、情報公開法第5条第1号（本文前段）に規定する不開示情報に該当するものである。

(2) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

外部情報の提供は、顕名で行われるものと匿名で行われるものがあるが、いずれにせよ、このような外部情報の有無、内容、提供者等に関する情報が外部に明らかにされた場合には、当該外部情報の提供者が特定されて何らかの不利益を受けたり、心理的に厳しい状況に追い込まれてその平穏な社会生活等が不当に脅かされたりするおそれがある。

よって、外部情報の有無、内容、提供者等に関する情報の開示は、当該外部情報の提供者のみならず、外部情報を提供しようとする者を萎縮させてその情報提供意欲を著しく減殺させ又はその会計検査院に対する信頼を著しく損ね、今後の検査過程における外部情報の提供を阻害して、有力な外部情報の提供が行われない事態を招来するおそれがある。

そして、有力な外部情報の提供が行われなくなれば、会計検査院が実施する検査における正確な事実の把握又は違法若しくは不当な事態の発見を困難にするおそれがあり、ひいては同院の指摘事項等として検査報告に掲記することを通じて当該事態の改善を図ることにも支障を及ぼし、厳正で、かつ、効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、特定個人が外部情報を会計検査院に提供した事実の有無に関する情報は、情報公開法第5条第6号に規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

(同号イ)があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同号柱書き)にも該当するものである。

(3) 情報公開法第8条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだけで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである(情報公開法第8条)。

特定個人が外部情報を会計検査院に提供した事実の有無に関する情報は、上記(1)及び(2)のとおり、不開示情報に該当することから、本件開示請求に対して開示決定又は不開示決定を行った場合には、情報公開法第5条第1号本文及び第6号(イ及び柱書き)に規定する不開示情報を開示することとなることが明らかである。

したがって、本件不開示決定(存否応答拒否)は、情報公開法第8条の規定に該当し、適法なものと認められる。

(4) 諮問庁の所見

前記(1)及び(2)では、特定個人が会計検査院に送付した外部情報に対する同院の措置が分かる文書に関する不開示情報該当性(存否応答拒否)について記載していないが、これは、不開示情報である外部情報の存否を前提として説明することが困難であるため、特定個人が同院に送付した外部情報そのものに関する不開示情報該当性(存否応答拒否)について説明し、それと同様であることを説明しようとしたものである。

すなわち、仮に、審査請求人から会計検査院に送付された外部情報があるとした場合、当該外部情報は、その内容に応じて分類された上で検査に活用され、その執られた措置が活用状況調書や申報書等の報告書に記録されることも一般的にはあり得るが、前記(1)及び(2)に記載の理由により、外部情報そのものを不開示情報(存否応答拒否)として取り扱うため、外部情報に対する同院の措置が分かる文書についても不開示情報(存否応答拒否)として取り扱わなければ、その反射的効果として外部情報の存否が明らかとなり、外部情報そのものを不開示情報(存否応答拒否)として取り扱う意味が失われてしまうためである。

また、外部情報は、情報提供者に不測の不利益が生じないよう、その存否を明らかにすることができず、今後も外部情報の提供を受けるためには、外部情報のみならず、情報提供者に係る匿名性を確保することも必要であるため、当該情報提供者の存否を明らかにすることもできない。このため、外部情報に基づき検査を行うかどうか及びその結果について、

その存否を明らかにすることは、外部情報の存否が明らかとなり、ひいては、情報提供者の個人情報を知り得る情報も明らかとなり、情報提供者に不測の不利益が生ずるおそれがある。さらに、会計検査院の検査の着眼点、内容等も明らかとなるおそれがある。

したがって、外部情報そのものを不開示情報（存否応答拒否）である旨を説明した前記(1)及び(2)に記載の理由により、特定個人が会計検査院に送付した外部情報に対する同院の措置が分かる文書についても不開示情報（存否応答拒否）として取り扱うこととした本件不開示決定（存否応答拒否）は、外部情報そのものの存否が明らかとなることを防ぎ、適法な措置であり、妥当なものであると考える。

また、前記のとおり、処分庁は、審査請求人に対して、特定の者から外部情報の提供があったか否かについての情報を公にすると、情報提供者が外部情報の提供をしなくなるおそれがあることなどから、外部情報の提供の有無に関する情報は不開示情報に該当し、不開示の決定がなされるものと思われる旨、説明を行っている。

このように、処分庁は、終始一貫して、審査請求人に対して、会計検査院に寄せられた外部情報に係る情報公開法における一般的な取扱いを明確かつ丁寧に説明した上で所要の進め方を進めており、これは、同院の情報公開請求に対する審査基準（平成18年3月29日会計検査院長決定）における取扱いにも沿うものである。

以上のとおり、本件不開示決定（存否応答拒否）は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年 5月15日 諮問書の收受
- ② 同年 9月29日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年10月28日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年11月26日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成27年 1月27日 審議
- ⑥ 同年 3月16日 審議
- ⑦ 同年 4月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、特定個人が会計検査院に内容証明郵便等で送付した文書に対する同院の措置が分かる文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、情報公開法第5条第1号本文及び第6号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条に基づき開示請求を拒否した。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定（存否応答拒否）の取消しを求めているため、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

開示請求書等の記載によれば、本件対象文書は、特定個人が特定年月日に会計検査院に対し内容証明郵便等で送付した文書により検査を依頼するなどした特定事項について、同院がどのような措置を執ったかが分かる文書である。

諮問庁は、検査過程において、受検庁の会計経理に関する情報等、検査に関連して情報等が寄せられることが少なくなく、これらの情報等については、その名称、内容、形式等を問わず、全て「外部情報」として取り扱うこととしており、上記のような特定個人が会計検査院に送付した文書についても、外部情報に該当すると説明している。

したがって、本件開示請求は、特定個人が特定年月日に会計検査院に対し内容証明郵便等で文書を送付して外部情報の提供を行ったことを前提として、その作成、供覧、報告等が行われる文書（活用状況調書、申報書等）の開示を求めるものであると認められる。このため、本件対象文書の存否を明らかにすることは、特定個人が特定年月日に会計検査院に対し内容証明郵便等で文書を送付し、特定事項について検査を依頼するなどしたという事実の有無、すなわち、特定個人が同院に対し外部情報を提供した事実の有無を示すこととなる。

このような事実の有無は、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

そして、会計検査院においては、同院の外部から、受検庁の会計経理に関する情報等が提供された場合には、その情報の有無、内容、提供者等について秘密の保持に徹底を期するなどしているところであり、上記のよう

な情報は、「慣行として公にされ」ているものとは認められない。また、このような情報が公にされた場合には、一般に、当該外部情報の提供者が、その属する組織等において何らかの不利益を受けたり、平穏な社会生活等が不当に脅かされたりするおそれがあると認められることから、このような情報は、「公にすることが予定されている」ものでもないと認められる。したがって、このような情報は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しないものであり、また、同号ただし書ロ又はハにも該当しないと認められることから、同号本文に規定する不開示情報に該当すると認められる。

よって、本件対象文書の存否に関する情報は、情報公開法第5条第1号本文に規定する不開示情報に該当すると認められることから、同条第6号該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、情報公開法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 本人に対する自己情報の開示請求

審査請求人は、本件について、審査請求人（情報提供者）が特定されても構わないと主張している。これは、いわゆる本人開示を求める趣旨であると解される。

しかし、情報公開法の定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず、開示請求権を認める制度であることから、開示・不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、情報公開法第5条第1号ただし書イからハまでに該当するものを除き、これを不開示情報とするのみで、本人からの開示請求であった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。

(2) その他

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男

諮問番号：平成25年（情）諮問第3号

事件名：特許特別会計に対する会計検査院の指摘又は見解を示す文書の一部
開示決定に関する件

諮問日：平成25年11月18日

答申番号：答申（情）第64号

答申日：平成27年 7月22日

答申書

第1 審査会の結論

特許特別会計に対する会計検査院の指摘又は見解を示す文書（平成15年度決算検査報告、平成22年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告に関して特許庁とやり取りした照会文書・回答文書）として特定された下記の①から⑭までの文書（以下「本件対象文書」という。）のうち、その全部を開示した①の文書を除いた②から⑭までの文書につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、不開示としている部分のうち、⑦及び⑩の文書について、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

- ① 平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況について（平成24年7月4日付け245普第131号。以下「文書1」という。）
- ② 平成22年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項に対する処置状況について（回答）（24年7月23日付け20120704特許8。以下「文書2」という。）
- ③ 実地検査の結果について（24年9月14日付け245普第239号。以下「文書3」という。）
- ④ 実地検査の結果について（回答）（24年9月28日付け20120914特許11。以下「文書4」という。）
- ⑤ 実地検査の結果について（24年9月14日付け245普第240号。以下「文書5」という。）
- ⑥ 実地検査の結果について（回答）（24年9月28日付け20120914特許12。以下「文書6」という。）
- ⑦ 会計実地検査の結果について（23年4月26日付け235普第85号の4。以下「文書7」という。）

- ⑧ 実地検査の結果について（23年9月7日付け235普第198号。以下「文書8」という。）
- ⑨ 実地検査の結果について（回答）（23年9月15日付け20110907特許4。以下「文書9」という。）
- ⑩ 文書8に係る23年10月21日付け追加回答（以下「文書10」という。）
- ⑪ 検査の結果について（22年11月29日付け225普第362号。以下「文書11」という。）
- ⑫ 検査の結果について（回答）（22年12月6日付け20101130特許004。以下「文書12」という。）
- ⑬ 実地検査の結果について（16年9月22日付け165普第213号。以下「文書13」という。）
- ⑭ 実地検査の結果について（回答）（16年10月4日付け20041001特許004。以下「文書14」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が行った25年9月9日付け250普第250号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 本件一部開示決定は違法である。すなわち、会計検査院は、税金の民主的統制を図るために設けられたものであり、本件のようにほとんど全てを不開示とすることは、国民が特許特別会計に関して税金が適正に使用されているか否かを知ることができず、財政民主主義に反する。また、これらの文書は、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定により本来開示することが予定されているものである。したがって、不開示とされた部分は取り消されるべきものである。

イ 会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本件一部開示決定では特定の4年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。もし、これらの文書を以前保有してい

たが廃棄した場合はその旨、その根拠及び廃棄日時を明確にしてください。

(2) 意見書

ア 諮問庁は、最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されれば、会計検査院が検査の結果等を検査報告に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和22年法律第73号）の趣旨（同法第11条第2号、第29条等）に沿わない結果を生ずると主張している。

しかし、会計検査院法は、会計検査院内部の検査官会議や事務総局等の権限内容や手続内容を規定しているだけであり、同法が検査の結果等に関する情報の公表に慎重な姿勢をとっていると断言できるものではない。

イ 諮問庁は、最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても会計検査院の意思形成の過程における未成熟な情報であり、これが外部に公表されれば、審理・判断の過程を経て、最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意味を失うと主張している。

しかし、未成熟な情報が検査官会議等を経て成熟した情報になっているかどうかを確認するためにも、また、財政の民主的統制を図る点からも、この未成熟な情報を開示することには相当の意義がある。最終的な検査官会議の議決に至る審理・判断の過程の透明化を図ることは、会計検査院内部の検査内容の適正化に役立つとともに、財政の民主的統制にも資するものである。

ウ 諮問庁は、次のように主張している。すなわち、最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な情報であり、精度不十分な情報が含まれる場合が少なくなく、また、最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨、態様等が異なる場合も少なくない。そして、会計検査院は、事実関係を正確に把握するとともに、事態の真の改善を図るためにも、受検庁の理解と協力を得て、各種の検査資料の収集・整備を図るとともに、当該検査の結果

等について、受検庁との間で、照会文書、回答文書等による率直な意見交換又は討議等を行う必要があり、この意見交換又は討議等は、その内容の不公表を前提として行われている。よって、会計検査院と受検庁との間の意見交換又は討議等の内容に関する情報が公表されれば、受検庁等の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、その結果、同院による会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

しかし、だからこそ、最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報の信憑性を確認するためにも、これらの「最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨、態様等が異なる」情報を開示する必要性が存在する。

また、会計検査院において各種の検査資料の収集・整備が確実に遂行されているかどうかを国民に説明するためにも、各種の検査資料を開示する必要性は大きいといえる。これらの検査資料が開示されず、結果である最終的な検査官会議の議決内容だけが公開されるなら、会計検査院内部で不正が行われていても国民は不正を知る手段がなくなり財政の民主的統制の要請に反することになる。諮問庁が主張する「事態の真の改善を図る」ことが本当に的確になされているかどうかを国民に知らせるためにも、収集された資料等は開示される必要がある。

エ 諮問庁は、正式な指摘事項等として公表される最終的な検査の結果等に関する情報以外の情報の中には、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等、検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくなく、これが公表されれば、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等を受検庁等に周知する結果となり、会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかし、これらの「会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等、検査上の秘密に属する情報」は、財政の民主的統制の要請の観点からも公開されるべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、25年8月13日付けで、「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書。」の開示を求めたものである。

審査請求人は、処分庁に対して、24年12月21日付けで本件開示

請求と同一の開示請求を行っており（以下、24年12月21日付け開示請求を「前回開示請求」という。）、この際、処分庁は、審査請求人に必要な情報提供を行った上で前回開示請求の補正を行った経緯があることから、本件開示請求後、処分庁は審査請求人に本件開示請求の趣旨を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で開示を求める行政文書は、前回開示請求と同様であるとの回答であった。

そこで、処分庁は、前回開示請求と同様の補正を行うことについて、審査請求人の同意を得て、本件開示請求を「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書（平成15、22及び23年度決算検査報告に関し特許庁とやり取りをした照会・回答）。」と補正した。

そして、処分庁は、上記補正後の本件開示請求に基づき、本件対象文書として文書1から文書14までを特定し、25年9月9日付けで、全部を開示した文書1を除き、下記のア及びイのとおり一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

ア 文書3、文書5、文書7、文書8、文書11及び文書13に記録された情報のうち、照会文書の回答を依頼する旨等の記載の一部、件名、内容が記録された部分については、後記3(1)及び(2)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

イ 文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14に記録された情報のうち、回答文書の表題の一部、件名、内容が記録された部分については、後記3(1)及び(2)と同様の理由により不開示とし、その他の情報が記録された部分については開示することとした。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、25年10月28日付けで、上記一部開示決定を不服として審査請求を提起した。

2 照会文書及び回答文書の不開示情報該当性

(1) 照会文書の作成・発遣及び回答文書の受領

会計検査院において、検査を実施した結果、当該検査の結果等について受検庁に対し正式に文書による質問を発し、当該事実関係についてその公式の確認を求めるとともに、これに対する見解の表明等を求める必要があると認める場合には、会計検査院法第26条の規定により、当該検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣する

ことになる。

そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書を受領したときは、その内容（受検庁による事実関係の公式の確認、当該事態に対し表明された見解、改善の措置の内容等）についても十分に勘案した上、当該検査の結果等を取りまとめ、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表する必要があると認める場合には、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、照会文書、回答文書等とともに、同院内部の周到で、かつ、慎重な審理・判断の過程に供されることとされている。

(2) 照会文書及び回答文書に記録された情報の内容・性質

照会文書は、検査過程における会計検査院の検査の結果等を整理して記載し、作成・発遣されるものであり、また、回答文書は、これに対して受検庁から受領する回答であるから、これらの文書に記録された情報からは、それまでの検査過程における同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査上の重点事項、検査の着眼点等を端的に読み取ることが可能である。

また、検査過程では、会計検査院の実施した検査の結果等を巡り、同院と受検庁との間で率直な意見の交換又は真剣かつ真摯な討議が行われるものであり、このような同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容をなす情報も同院の検査の結果等に関する情報に属するところ、これらの意見交換又は討議は、その内容の非公表を前提として行われるものである。そして、照会文書の作成・発遣及び回答文書の受領は、会計検査院の実施した検査の結果等に関する事実関係、これに対する評価、改善の方策等に関する同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容を文書により確認するために行われるものであるから、照会文書及び回答文書に記載される情報（同院の検査の結果等及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報）も、その内容の非公表を前提とするものである。

さらに、照会文書及び回答文書に記載される検査の結果等に関する情報は、上記のとおり、検査過程における会計検査院の検査の結果等及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報であるにすぎず、審理・判断の過程における最終的な検査官会議の議決を経た同院の検査の結果等に関する情報ではないから、その性質上は、なお検査続行中の（検査過程における）未成熟な情報であり、本来的に公表に馴染まない性格のものである。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性

(1) 情報公開法第5条第5号該当性

会計検査院が作成・発遣する照会文書及びこれに対して受検庁から受領する回答文書に記録された情報は、前記2(2)のとおり、検査過程における同院の検査の結果等に関する情報及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報であり、同院内部における所定の周到で、かつ、慎重な審理・判断の過程における審議・検討を経たものではないから、その性質上は、検査過程における未成熟な情報であって、本来的に公表に馴染まない性格のものである。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、①現在又は将来の検査過程における会計検査院と受検庁との間の検査の結果等を巡る率直な意見の交換又は真剣で、かつ、真摯な討議の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、②検査官会議その他同院内部における所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに、③検査過程における未成熟な情報が同院の最終的な見解又は確定的な検査の結果等であると国民に誤認させるおそれがあるほか、④同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査上の重点事項、検査の着眼点等が外部に流出することとなり、受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」（情報公開法第5条第5号前段）であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（同後段第1文）、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」（同後段第2文）及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（同後段第3文）に該当するものである。

(2) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

また、前記2(2)で記述したとおり、照会文書及びこれに対する回答文書に記録された情報からは、検査過程における会計検査院の具体的な検査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項等を端的に読み取ることが可能である。

したがって、このような情報が開示され、公表された場合には、会計

検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査を実施する場合において、受検庁等に対し、同院の具体的な検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査上の重点事項等を予め周知する結果となり、受検庁等において周到な実地検査対策を施すことを容易にするなどして、厳正で、かつ、効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

また、照会文書の作成・発遣及び回答文書の受領は、その内容の不公表を前提とし、会計検査院の実施した検査の結果等を巡る同院と受検庁との間の率直な意見の交換ないし真剣で、かつ、真摯な討議の内容を踏まえて行われるものであるから、このような同院の検査過程において照会文書及び回答文書に記載される情報（同院の検査の結果等に関する未成熟な情報及びこれを巡る同院と受検庁との間の意見交換又は討議の内容に関する情報）が開示され、公表された場合には、同院と受検庁との間の率直な意見の交換又は真剣かつ真摯な討議の実施に支障を及ぼし、厳正で、かつ、円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、同じく前記2(2)で述べたとおり、会計検査院内部における所定の審理・判断の過程は、同院の実施した検査の結果等に対する周到で、かつ、慎重な審議・検討の手続を経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを同院の正式な検査の結果等として検査報告に掲記し、公表するために定められたものであるから、これらの検査過程における未成熟な情報が開示され、公表された場合には、慎重で、かつ、周到に定められた審理・判断の過程の手続的意義を損ねるのみならず、外部の圧力、干渉等を招来するなどして、審理・判断の過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、当該審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報（情報公開法第5条第6号柱書き前段）であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き後段）にも該当するものである。

(3) 部分開示の適否

処分行は、本件不開示情報の不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当するひとまとまりの部分を除いた残りの部分を既

に部分開示しており、これを更に細分化して部分開示することはできないと判断している。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件審査請求に係る原処分は適法であり、妥当なものであると考える。

(5) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、審査請求書等において、会計検査院による会計検査は毎年行われていると判断されるが、本件一部開示決定では特定の4年分しか示されておらず、他の年度の文書も存在しているはずである。もし、これらの文書を以前保有していたが廃棄した場合はその旨、その根拠及び廃棄日時を明確にしていきたいと主張している。

しかし、処分庁は、前回開示請求の際に、会計検査院が保有している行政文書の中から、開示請求に係る文書の候補となる過去の検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等の全てを検索し、これら指摘事項等の件名を審査請求人に情報提供するとともに、これらの中から審査請求人自らが選択したものを踏まえ、審査請求人の確認を得た上で、前回開示請求の補正を行っている。そして、この補正を受けて、前回開示請求に係る対象文書を特定しているところである。また、本件開示請求後、処分庁は、前記1(1)のとおり、審査請求人に対し、本件開示請求の趣旨が前回開示請求と同じであることを確認するなどして、本件対象文書を特定している。したがって、補正後の本件開示請求「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書（平成15、22及び23年度決算検査報告に関し特許庁とやり取りをした照会・回答）」の中に、「他の年度の文書」や「以前保有していたが廃棄した場合」は含まれておらず、回答すべき事項は存在しないと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年11月18日 諮問書の收受
- ② 平成26年 3月11日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 3月26日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 4月 8日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 6月24日 審議

- ⑥ 同年 7月 9日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑦ 同年 7月 23日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑧ 同年 12月 2日 審議
- ⑨ 平成27年 1月 27日 審議
- ⑩ 同年 3月 2日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑪ 同年 3月 16日 諮問庁の職員（会計検査院第5局経済産業検査第1課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑫ 同年 4月 28日 審議
- ⑬ 同年 6月 2日 審議
- ⑭ 同年 7月 21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書。」である。本件開示請求後、処分庁は、審査請求人に確認し、審査請求人が本件開示請求で開示を求める行政文書は、前回開示請求と同様であるとの回答を受け、審査請求人の同意を得て、本件開示請求を「各暦年における、会計検査院が特許特別会計に対しなされた指摘・見解を示す文書（平成15、22及び23年度決算検査報告に関し特許庁とやり取りをした照会・回答）。」と補正した。なお、処分庁は、前回開示請求の際に、会計検査院が保有している行政文書の中から、開示請求に係る文書の候補となる過去の検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等の全てを検索し、これら指摘事項等の件名を審査請求人に情報提供するとともに、これらの中から審査請求人自らが選択したものを踏まえ、審査請求人の確認を得た上で、前回開示請求の補正を行っている。

処分庁は、補正後の本件開示請求に対し、本件対象文書として、文書1から文書14までを特定し、全部を開示した文書1を除き、それぞれその一部を不開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受け、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成15年度決算検査報告、平成22年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告に関して、会計検査院が特許庁との間で発遣又は受領した照会文書（文書1、文書3、文書5、文書7、文書8、文書11及び文書13）及び回答文書（文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14）である。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議

等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査の内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収

集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

上記 1 から 3 までの事情を前提に、以下のとおり、全部を開示した文書 1 を除く文書 2 から文書 1 4 までの不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 文書 3、文書 5、文書 7、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3

照会文書である文書 3、文書 5、文書 7、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3 は、送付状の部分と照会の内容及び件名に係る部分から構成されており、送付状の部分には、文書番号、発遣年月日、宛先、差出人、表題、回答を求めるなどの旨を記述した文等が記載されている。

これらのうち、送付状の部分については、文書 7 及び文書 1 1 中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分が不開示とされており、文書 7 及び文書 1 1 の残りの部分並びに文書 3、文書 5、文書 8 及び文書 1 3 のその全部が開示されている。また、照会の内容及び件名に係る部分については、文書 3、文書 5、文書 7、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3 のいずれもその全部が開示とされている。

ア 文書 7 及び文書 1 1 中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分について

一般に、特定の検査事項に係る情報からは、会計検査院の具体的な検査の内容、検査の観点、検査の着眼点等を知り又は推認することが可能である。このため、このような情報が公になり、受検庁一般等に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。また、照会文書に記載されている特定の検査事項に係る情報は、その後の受検庁との討議や会計検査院内部の審理・判断の過程を通じて、取捨選択が行われ整理されることがある未成熟な情報であると考えられる。

しかし、文書 7 及び文書 1 1 中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分についてみれば、次のような事情から、上記のようなおそれがあるとまでは認められない。

すなわち、処分庁は、審査請求人に対して、開示請求に係る文書の候補となる過去の検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等の件名を情報提供するなどしており、このような補正の経緯

等を踏まえ、本件開示請求は、平成15年度決算検査報告、平成22年度決算検査報告及び平成23年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する指摘事項等に係る照会文書及び回答文書について開示請求が行われたものである。そして、処分庁は、本件開示請求を受けて、本件対象文書（文書1から文書14まで）が本件開示請求に係る文書に該当するとした上で、一部開示決定を行っている。

このため、本件の場合、文書7及び文書11については、いずれも、平成22年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する特定の指摘事項等に係る照会文書であることが既に明らかになっているといえるとともに、文書7及び文書11中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分は、当該検査報告に記載されている情報から容易に推認し得るものであると認められる。

さらに、当審査会において見分したところ、文書7及び文書11中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分は、平成22年度決算検査報告において既に公表されている情報の範囲にとどまるものとなっている。

したがって、このような状況の下では、これらの記載部分を開示したとしても、既に明らかとなっている情報に加えて、更に具体的な検査の内容、検査の観点、検査の着眼点等を推知されるおそれはないと認められる。また、このことから、討議・検討の内容が公にされることにより会計検査院と受検庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることもできない。

以上のことから、文書7及び文書11中、回答を求めるなどの旨を記述した文中の特定の検査事項に係る記載部分は、公にすることにより、上記のようなおそれその他諮問庁が主張するようなおそれが生ずるとまではいえないことから、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

イ 照会の内容及び件名について

(ア) 照会文書に記載されている照会の内容及び件名は、当該検査事項に係る具体的な検査の内容、検査の結果、所見等を示すものである。そして、照会文書は、前記3で述べた会計検査院の検査過程及び審理・判断の過程にあって、これに対する回答とともに同院と受検庁との間における継続的討議の中核をなすものである。すなわち、このような情報は、会計検査院内部及び同院と受検庁との間において、同院の最終的な結論を示したのではなく、正式な指摘事項等の素

案ともいふべき未成熟な情報として取り扱われているものであると認められる。

したがって、文書 3、文書 5、文書 7（本件対象文書の 9 1 枚目の文書を除く。）、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3 に記載されている照会の内容及び件名に係る部分は、これらの情報が公になると、前記 3 (4) で述べた会計検査院と受検庁との間での検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する信頼が損なわれ、今後の検査の実施に当たり、同院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障を生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書 3、文書 5、文書 7（本件対象文書の 9 1 枚目の文書を除く。）、文書 8、文書 1 1 及び文書 1 3 に記載されている照会の内容及び件名に係る部分は、公にすることにより、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する「検査」「に係る事務に関し」「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第 5 号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 他方、本件対象文書の 9 1 枚目の文書は、文書 7 の一部であり、文書 7 は、平成 2 2 年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する特定の指摘事項に係る照会文書の写しを特許庁長官宛てに参考として送付されたものである。そして、本件対象文書の 9 1 枚目の文書についてみると、このような特許庁長官宛てに参考として送付された照会文書の写し中の送付状の部分にすぎず、前記のような照会の内容及び件名に係る部分には当たらないと認められる。

また、ある特定の検査事項に関して受検庁の諸組織のうちどの組織に属するどの職にある者に照会文書を発遣するかは、具体的な検査事項や検査の結果等との関係で会計検査院において個々に判断されているものである。このため、一般に、照会文書の送付状の部分に記載されている宛先等によっては、それを公にすることで、具体的な検査事項、検査の内容等を推知されるおそれ又はある特定の検査事項に係る実地検査の具体的な実施箇所を明らかにしてしまうおそれがある場合も考えられる。

しかし、本件対象文書の 9 1 枚目の文書についてみれば、次のよ

うな事情から、上記のようなおそれがあるとまでは認められない。

すなわち、前記アと同様に、本件の場合、文書7については、平成22年度決算検査報告に掲記されている特許特別会計に関する特定の指摘事項に係る照会文書であることが既に明らかになっているといえるとともに、本件対象文書の91枚目の文書（照会文書の送付状の部分）に記載されている宛先等の情報は、当該検査報告に記載されている情報から容易に推認し得るものであると認められる。

さらに、当審査会において見分したところ、本件対象文書の91枚目の文書に記載されている宛先等の情報は、平成22年度決算検査報告において既に公表されている情報の範囲にとどまるものとなっている。

したがって、このような状況の下では、これら宛先等の情報を開示したとしても、既に明らかとなっている情報に加えて、更に具体的な検査事項、検査の内容等が推知されるおそれや、実地検査の具体的な実施箇所を明らかにしてしまうおそれはないと認められる。また、このことから、討議・検討の内容が公にされることにより会計検査院と受検庁との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることもできない。

以上のことから、本件対象文書の91枚目の文書は、公にすることにより、上記のようなおそれその他諮問庁が主張するようなおそれが生ずるとまではいえないことから、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

(2) 文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14

回答文書である文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14は、送付状に係る部分と回答の内容に係る部分（文書9、文書10、文書12及び文書14については件名を含む。以下同じ。）から構成されており、送付状に係る部分には、文書番号、回答年月日、宛先、差出人、表題、回答をする旨を記述した文等が記載されている。

これらのうち、送付状に係る部分については、文書10の表題が開示とされており、文書10の残りの部分並びに文書2、文書4、文書6、文書9、文書12及び文書14のその全部が開示されている。また、回答の内容に係る部分については、文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14のいずれもその全部が開示とされている。

ア 回答の内容について

文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14に記載されている回答の内容は、照会文書に記載された検査の結果等に対する受検庁の見解等を示すものであり、照会文書とともに、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものである。このため、これらの情報が公になると、前記(1)イ(ア)で述べた照会文書の照会の内容及び件名に係る部分と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、文書2、文書4、文書6、文書9、文書10、文書12及び文書14に記載されている回答の内容に係る部分は、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 文書10の送付状に係る部分の表題について

当審査会において、文書10の送付状に係る部分の表題を見分したところ、不開示とされている部分には、回答文書に係る具体的な回答の内容を端的に示す情報が記載されている。

回答文書に記載されている回答の内容は、前記アのとおり、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な情報として取り扱われているものである。このため、文書10の送付状に係る部分の表題についても、この情報が公になると、前記アで述べた回答の内容に係る部分と同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、文書10の送付状に係る部分の表題は、情報公開法第5条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 鋪 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男

(別表) 開示することが妥当な文書 (部分)

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分
文書 7	照会文書の送付状の部分	左のうち不開示とされている部分
	照会文書の内容に係る部分	本件対象文書の91枚目の文書全て
文書 1 1	照会文書の送付状の部分	左のうち不開示とされている部分

諮問番号：平成27年（情）諮問第1号

事件名：特定の裁判所に対する会計検査において駐車場の無償貸与について指摘したことに関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

諮問日：平成27年 1月23日

答申番号：答申（情）第65号

答申日：平成28年 1月20日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成26年11月20日付け260普第478号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことは、既に新聞報道されており、不開示（存否応答拒否）とする根拠は一切存在しない。

よって、本件不開示決定（存否応答拒否）は失当であるから、直ちに全部開示すべきである。

(2) 意見書

諮問庁の意見書に対して、次のとおり反論する。

ア 後記第3の2①について

諮問庁は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第11条第2号及び第29条を、公表に慎重な姿勢をとっている条文であるとして引用している。しかし、両条文を確認しても、検査官会議で決する事項として、検査報告を定め、検査報告の記載事項が定められているだけであり、それらから不公表を導き出すことは到底できないため、法的根拠たり得ないことは明らかである。

そもそも、一見明らかに違法不当な事務に関しては、会計検査院の目が入った時点で、直ちに是正しようとする動きが生まれることも多いと考えられるが、違法状態が全て改善された場合、それによって、同院は、報告事項として上げる必要性を失うから、そもそも上げることができなくなる。諮問庁の見解によれば、このような事情により上げることができなくなったものも全て、不開示（存否応答拒否）となることとなりかねない。

もともと、法的根拠があれば、不開示（存否応答拒否）とすることが許される余地もあるが、原則開示の情報公開法との関係で、正当な法的根拠を、諮問庁は何ら示していない。

イ 後記第3の2②について

諮問庁は、最終的な検査官会議の議決を経た検査報告等以外の検査の結果等に関する情報を、意思形成の過程における未成熟な情報であると主張する。しかし、前記のとおり、違法状態が全て改善された場合、会計検査院は、報告事項として上げる必要性を失うから、そもそも上げることができなくなるが、このようなものも、検査報告に上げられていないとの一事をもって、一律に不開示（存否応答拒否）となることとなりかねない。そのようなことを狙う諮問庁の主張は、原則開示の情報公開法との関係で、到底許されない主張である。

ウ 後記第3の2③について

本件開示請求に係る事態は、新聞でも報道されており、既に情報が外部にも伝わっている。また、前記のとおり、違法状態が全て改善された場合、会計検査院は、報告事項として上げる必要性を失うから、そもそも上げることができなくなるが、そのようなものも、全て不公表となる。会計検査院としても、同院が機能していることを国民にアピールする場を失う結果ともなりかねず、本末転倒の主張である。

エ 後記第3の2④について

諮問庁の主張は、本件開示請求に対して不開示（存否応答拒否）とする事情とは何ら結びつかない。特定の裁判所に対する会計検査にお

いて、会計検査院が駐車場の無償貸与に係る事態を扱ったという事実は、既に新聞でも明らかになっている上に、この事実を同院から明らかにしたとしても、それだけで直ちに検査の着眼点が漏れることにならないことは明らかであるから、諮問庁の主張は、論理的整合性を欠いており、意味不明である。

オ 後記第3の2で引用する仙台高等裁判所の判決について

当該判決は、特定の地方公共団体を被告として提訴された事件に係るものであり、会計検査院は被告ではなく、同院に対して情報公開を直接求めた事例でもなく、個別の事案と言わざるを得ない。しかも、不開示（存否応答拒否）の事例でもない。漠然と何でも不開示（存否応答拒否）することを認めた判決ではない。

カ 後記第3の3(1)について

諮問庁は、様々なおそれがあると殊更に主張するが、会計検査院が特定の裁判所の駐車場の無償貸与に係る事態を不適切なものとして指摘したことは既に報道されており、このようなケースに対して、殊更に様々なおそれを主張しても、説得力が全くない。また、駐車場の無償貸与の会計検査は全く高度な検査ではなく、一般の監査業務の延長線上にあるものにすぎず、検査に支障を及ぼすとは到底考えられない。駐車場の件を明らかにしただけで、外部の圧力・干渉を招くとか、内部の公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼされてしまうような会計検査院は、どれほどまでぜい弱で、また、情けないことか。地方自治体の会計監査は明らかにされているのに、なぜ会計検査院だけ特別扱いになるのか意味不明である。

キ 後記第3の3(2)について

これまで漠然と不開示（存否応答拒否）にしてきたことそのものがおかしい。会計検査院法に、最終的な検査官会議の議決を経た検査報告等以外の検査の結果等に関する情報については不公表にできるという条項はなく、情報公開法に反することは明らかである。会計検査院が指摘したことは、既に新聞でも報道されている事項であり、存否そのものを隠す必要は失われている。

以上のとおり、本件開示請求で開示を求めている文書は、既に報道もされた件にすぎず、殊更に大げさな反論をするような必要がある文書には当たらない。少なくとも開示・不開示の判断は可能な案件であり、本件不開示決定（存否応答拒否）は違法である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、26年10月11日付けで、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定（存否応答拒否）

処分庁は、検査報告等に掲記されている事項には審査請求人が開示請求の対象とする指摘事項は存在しないことを確認した。そして、処分庁は、検査報告等に掲記されていない事項に関する本件開示請求に対して、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報（検査報告等において公表されている情報を除く。）を明らかにすることと同様になり、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報が開示されることになるため、情報公開法第8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った。そして、処分庁が不開示とした理由は、後記2及び3と同様の理由である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、26年11月28日付けで、上記不開示決定（存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求は、上記1(2)のとおり、検査報告等に掲記されていない事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

① 最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、正式な検査の結果等（指摘事項等）として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法の趣旨（会計検査院法第11条第2号、第29条等）に沿わない結果を生ずることとなる。

② 会計検査院は、このような会計検査院法の趣旨を更に敷衍して、慎重

かつ周到な審理・判断の過程を定めていることから、最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、慎重かつ周到な審理・判断の過程を定め、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

- ③ このような最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における検証又は慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない。そして、会計検査院が検査を実施し、事実関係を正確に把握するとともに、事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議を行う要があり、このような同院と受検庁との間の率直な意見交換等は、その内容の非公表（すなわち、当該意見交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見交換等の内容に関する情報（検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な検査の結果等に関する情報）の開示は、受検庁一般（又はその他の関係者一般）の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力・干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- ④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的な検査の結果等に関する情報以外の情報中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報の開示は、現在又は将来の検査過程にお

ける会計検査院の検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

なお、会計検査院の会計検査に関する情報の取扱いについては、仙台高等裁判所平成13年12月14日判決において、同院は、「会計検査院の正式な指摘事項ないし検査結果として決算検査報告に掲記し、外部に公表することが検査官会議で最終的に議決されたもの以外の検査結果については、事後的にも公表しない取扱いをし、また、最終的な会計検査院の見解として整理されるまでの審理過程についても、同様に、同院の意思形成過程における資料として公表しない取扱いをして」おり、会計検査に関する情報の取扱いを慎重に行いつつ、「憲法上の独立機関、国家財政の監督機関として」、「不正経理等の事態を解明し、また、公正な審理と判断に基づきその検査結果を公表することにより国民の信頼と期待に応えてきた」などと認定されている。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

前記2のとおり、最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が開示された場合には、会計検査院の検査上の関心等が明らかとなり、検査による指摘を免れる術を教示する結果となるほか、周到な実地検査対策を講じられるなどして、検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。また、検査の結果等に対する審理・判断の公正・慎重を確保するために設けられた審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、また、会計検査院の検査上の関心が外部の圧力・干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報について開示を求めるものであり、当該情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第5条第6号柱書き）であり、情報公開法第5条第6号イ及び柱書きが規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第8条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだ

けで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである（情報公開法第8条）。

本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査箇所に係る特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、当該検査の実施状況等が明らかとなってしまうものである。

一方、前記2のとおり、会計検査院は、最終的な検査官会議の議決を経た検査報告等以外の検査の結果等に関する情報については不公表としていることから、本件開示請求に対して、対象文書の存在又は不存在を前提として開示決定又は不開示決定を行った場合、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなることが明らかである。

したがって、本件不開示決定（存否応答拒否）は、情報公開法第8条の規定に該当し、適法なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定（存否応答拒否）は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年 1月23日 諮問書の收受
- ② 同年 5月15日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年 6月 2日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 6月15日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 7月21日 審議
- ⑥ 同年 9月15日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑦ 同年11月10日 審議
- ⑧ 同年12月22日 審議
- ⑨ 平成28年 1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の

弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条に基づき開示請求を拒否した。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定（存否応答拒否）の取消しを求めているため、以下、同決定を対象として、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた問題について指摘したことに関する文書である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査（同院が職員を実地に派遣して実施する検査をいう。以下同じ。）の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多くの質問を投げかけたり、疑問を提示したり、注意を行ったりなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではなく、これらのうち、受検庁に対して文書による質問を発し、当該事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要があると認められる場合には、当該検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答を受領したときは、その内容についても十分に勘案した上、当該検査の結果等を取りまとめ、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要があると認められる場合には、さらに、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供され、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、会計検査院が実施した特定の裁判所に対する実地検査の過程において指摘したとされる同裁判所の駐車場の無償貸与に係る不適切な事態という検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程に

における各段階で、作成、保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、本件開示請求で開示を求める特定の裁判所における駐車場の無償貸与に係る不適切な事態に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院が特定の裁判所の来庁者用駐車場を特定の弁護士会館専用駐車場として無償で貸与していた事態に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記され、正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記する必要があると認められ、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及

ばす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、同等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な指摘事項等とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁との間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないとい

う信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁との間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 本件対象文書の存否応答拒否について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

ア 本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、検査報告等に掲記され、正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、特定の裁判所以外の受検庁一般等に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ また、本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記3の(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する当該受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と当該受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

前記3の(1)のとおり、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものである。

よって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどを困難にするおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、当該受検庁との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査過程等における情報の内容が公にされたという事実を捉え、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査」「に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、情報公開法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、会計検査院が特定の裁判所の駐車場の無償貸与に係る事態を不適切なものとして指摘したことは、既に新聞報道されており、不開示（存否応答拒否）とする根拠は存在しないため、全部開示すべきであると主張している。

しかし、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性については、上記4において判断したとおりであり、また、新聞報道された情報は、あくまでも報道機関等がその取材に基づき独自に報道しているものであり、会計検査院が自ら報道発表等をしたという事実はなく、検査の実施状況等が公表されているわけではないと認められることから、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男

諮問番号：平成26年（情）諮問第2号

事件名：独立行政法人理化学研究所に係る会計実地検査資料（平成23年度分及び24年度分）のうち、特定の部署のみが主な会計実地検査の対象となっている全ての文書の不開示決定に関する件

諮問日：平成26年 7月24日

答申番号：答申（情）第66号

答申日：平成28年 3月 9日

答申書

第1 審査会の結論

独立行政法人理化学研究所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）の施行に伴い、平成27年4月1日以降は、国立研究開発法人理化学研究所と名称変更されている。以下「理化学研究所」という。）に係る会計実地検査資料（23年度分及び24年度分）のうち、特定の部署のみが主な会計実地検査の対象となっている文書（以下「本件対象文書」という。）について、その全部を不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人等情報公開法第13条第1項の規定に基づく事案の移送を受けて、処分庁である会計検査院事務総長が26年4月24日付け260普第96号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第7条の規定において、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」とある。

理化学研究所においては、週刊誌等で報道されているとおり、パワーハ

ラスメントのような嫌がらせを受け、コンプライアンス室に相談等を行った職員に対し、事件をもみ消すために雇止めを行うという不正が行われてきたことが、既に裁判で明るみに出ており、広く国民一般の知るところとなっている。

そのような不正が行われているため、不正に関する調査のために、本件開示請求文書を開示することは、公益上特に必要があると考えられ、情報公開法第7条の規定に該当すると思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 事案の移送

本件開示請求は、25年12月27日付けで、理化学研究所に対し、「別紙2参照。3列目に○印があるものは、優先して開示していただきたい文書。」の開示を求めたものである。

この開示請求に対し、理化学研究所は、本件法人文書開示請求書の別紙2に記載されている開示請求内容のうち、「会計実地検査資料（平成23年度）」及び「会計実地検査資料（平成24年度）」という件名の法人文書ファイルに編てつされている特定の部署のみが主な会計実地検査の対象となっている文書全てとして、本件対象文書を特定した上、本件対象文書に記録された情報の重要な部分が会計検査院の検査に係る事務に関するものであったことから、独立行政法人等情報公開法第13条第1項の規定に基づき、26年4月15日付けで、処分庁に事案を移送した。

(2) 不開示決定

事案の移送を受けた処分庁は、本件対象文書が会計検査院において実施した理化学研究所に対する実地検査の際に収集した各種の検査資料であり、これらの検査資料は、同院が、その検査過程において、効果的な検査を実施するなどのために、その内容の非公表を前提として取得したものであって、具体的な検査事項、検査の内容等に関する情報が記録されているため、後記2及び3と同様の理由により、26年4月24日付けで不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、上記不開示決定を不服とし、26年6月25日付けで審査請求を提起した。

2 検査資料に記録された情報の不開示情報該当性

検査資料が開示され、その具体的な検査事項、検査の内容等に関する情

報が明らかとされた場合には、次の(1)及び(2)のおそれがある。

(1) 受検庁等の信頼関係等を損ねるおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、飽くまでも受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。したがって、検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、同院と受検庁が緊張関係を保ちつつ、一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、検査過程においては、会計検査院と受検庁との間で率直な意見の交換や真剣かつ真摯な討議が行われることが重要である。これは、会計検査院が上記の会計検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換や真剣かつ真摯な討議を通じて、同院と受検庁とが事実関係を正確に把握し、これに対する適切な評価を共有することが必要であるからである。

このようなことから、会計検査院においては、検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換や真剣かつ真摯な討議等を行ったりしている。

したがって、このような情報が開示された場合には、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般又はその他関係者一般の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換や真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

よって、このような情報の開示は、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれが著しく、同院が現在又は将来の検査過程における厳正かつ円滑な検査の実施を通じて受検庁との間で事実関

係を正確に把握し、これに対する適切な評価を共有することにより不適切な会計経理の原因を究明して、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」などの会計検査の目的を適切かつ効果的に達成することに著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 会計検査院の会計検査が適切に実施できないおそれ

上記(1)のとおり、会計検査院の実施する会計検査は受検庁の理解及び協力を得て行われるものであるが、同院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、公表することは、受検庁に対する社会的非難を招来するなど、多方面に大きな影響を及ぼす場合がある。このため、会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するまでの過程では、受検庁により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等が行われたり、同院の資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にはこれが公にされるおそれがあるなどとして受検庁がその提出に難色を示したりすることも見受けられる。

そして、一般に、ある検査事項に関する検査資料が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、検査資料に関する情報は一般に開示されるもの又はその蓋然性が高いものであると受け止められるおそれがあり、会計検査院として必要な検査資料の提出等が得られない事態を招来するおそれがある。

また、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検査上の関心や検査の目的に従って収集・整備されるものであり、具体的な検査の着眼点、検査手法等に基づき作成又は取得されるものである。このため、検査資料の具体的な検査事項、検査の内容等に関する情報が開示された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査手法に加えて、検査上のノウハウなどが受検庁に察知され、同院の実地検査前に周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、検査資料は、検査過程又は審理・判断の過程における検査の結果等に関する情報でもあることから、検査資料の具体的な検査事項、検査の内容等に関する情報が開示された場合は、会計検査院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程における自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの慎重かつ周到な審理・判断に支障を及ぼすおそれがあり、さらには、同院

の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

なお、会計検査院の会計検査に関する情報の取扱いについては、仙台高等裁判所平成13年12月14日判決において、同院は、「会計検査院の正式な指摘事項ないし検査結果として決算検査報告に掲記し、外部に公表することが検査官会議で最終的に議決されたもの以外の検査結果については、事後的にも公表しない取扱いをし、また、最終的な会計検査院の見解として整理されるまでの審理過程についても、同様に、同院の意思形成過程における資料として公表しない取扱いをして」おり、会計検査に関する情報の取扱いを慎重に行いつつ、「憲法上の独立機関、国家財政の監督機関として」、「不正経理等の事態を解明し、また、公正な審理と判断に基づきその検査結果を公表することにより国民の信頼と期待に応えてきた」などと認定されている。

3 本件対象文書に記録された情報の不開示情報該当性

(1) 情報公開法第5条第5号該当性

本件対象文書に記録された情報は、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における同院内部又は同院と受検庁との間の「審議、検討又は協議」に関する情報であり、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関、独立行政法人等」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

ア 前記2(1)のとおり、本件対象文書に記録された情報が開示された場合には、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁一般又はその他関係者一般の信頼を損ね、同院の検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査の結果等に関する相互の率直な意見の交換や真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、これを「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」（情報公開法第5条第5号）があり、不開示情報に該当する。

イ 前記2(2)のとおり、本件対象文書に記録された情報が開示された場合には、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報が外部に流出することにより、受検庁一般又はその他関係者一般に同院の会計検査による指摘を免れる術を教示する結果となるおそ

れ、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程における自由で率直な意見の交換等を不当に損ね、同院の独立機関としての意思決定の中立性を不当に損ねるおそれなどがある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、これを「公にすることにより」、会計検査院の会計検査に係る「特定の者に不当に利益を与え」るおそれ（情報公開法第5条第5号）や、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」（同号）があり、不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

前記2(1)及び(2)のとおり、本件対象文書が開示され、その具体的な検査事項、検査の内容等に関する情報が明らかとされた場合には、会計検査院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ円滑な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、これを「公にすることにより」、会計検査院が検査過程で「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があり、不開示情報に該当する。

また、本件対象文書に記録された情報は、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における事務に関する情報として、情報公開法第5条第6号柱書きが規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。そして、前記2(2)のとおり、本件対象文書が開示され、その具体的な検査事項、検査の内容等に関する情報が明らかとされた場合には、会計検査院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、同院内部の審理・判断の過程における自由で率直な意見の交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、これを「公にすることにより」、会計検査院の「検査」に関する「事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、不開示情報に該当する。

(3) 部分開示の適否

本件対象文書は、会計検査院が理化学研究所から取得した各種の検査

資料であり、全体として当該検査事項に関する一個の検査資料であることから、前記2のとおり、その具体的な検査事項、検査の内容等に関する情報を明らかにすることが情報公開法第5条第5号及び第6号（イ及び柱書き）が規定する「おそれ」を生じさせる。そして、このような「おそれ」を生じさせるという点については、本件対象文書を構成する各文書の具体的な検査事項、検査の内容等の一部を明らかにする場合についても同様である。

したがって、本件対象文書を構成する各文書は、各文書全体が不開示情報に該当するものであって情報公開法第6条第1項を適用する余地のないものであるから、当該規定に基づき、本件対象文書に記録された情報について「容易に区分して除くことができる」場合には該当しない。

(4) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年 7月24日 諮問書の收受
- ② 同年11月18日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年12月 2日 諮問庁の職員（会計検査院第4局上席調査官（文部科学担当）ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 平成27年 1月 9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 1月27日 審議
- ⑥ 同年 3月 2日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑦ 同年 3月16日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑧ 同年 7月21日 審議
- ⑨ 同年 9月15日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑩ 同年11月10日 審議
- ⑪ 同年12月22日 審議
- ⑫ 平成28年 1月 8日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑬ 同年 1月19日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法

規課長ほか)からの口頭意見陳述の聴取及び審議

⑭ 同年 3月 8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、開示請求を受けた理化学研究所が、本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、処分庁に移送した事案に係るものである。

上記移送を受けて、処分庁は、本件対象文書を不開示とする決定を行った。そして、この処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書の全ては、理化学研究所が保有する「会計実地検査資料(平成23年度)」及び「会計実地検査資料(平成24年度)」という件名の法人文書ファイルに編てつされている文書のうち、理化学研究所が、会計検査院による実地検査を受けた際に、特定の部署に係る検査に関して、同院に提出した各種の検査資料である。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索、差押えとは異なり直接的・物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査の結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、当該事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領することなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を

有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求等を図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁との協力関係

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を達成するため、一定の信頼関係・協力関係にもあるものと考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査過程における検査の結果等に関する情報は、飽くまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、会計検査院の正式な検査の結果等（指摘事項等）とされるのは、検査過程及び所定の審理・判断の過程を経て検査報告に掲記するなどされたもののみであるというのが同院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要とされている。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回

答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間での資料等の提出及び討議については、十分な情報・資料の提供、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、会計検査院と受検庁の間では、特定の検査事項に関して提出される検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、その提出及び授受等が行われているものと認められる。

このような会計検査院と受検庁の間における信頼を前提とする検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

本件対象文書は、前記2のとおり、会計検査院が、理化学研究所の特定の部署という特定の検査事項に関する検査過程において取得した各種の検査資料であることから、当該検査過程における同院と受検庁である理化学研究所との間でのやり取りの内容といった検査状況、当該時点での検査の結果等が推知できるものであると認められる。

受検庁は、前記3(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていなかった資料であっても同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っているのであって、本件対象文書に記録された情報を公にすることにより、上記のような検査過程における精度不十分な情報、すなわち未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、同院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損ない、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、諮問庁は、上記のような支障は、本件の検査に直接関係する受検庁である理化学研究所との関係においてのみではなく、現在又は将来における受検庁一般等との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院によって検査資料が公にされたという事実を捉え、検査過程等の不公表の取扱いに対する信頼が崩れたとし、これを理由ないし口実として他の受検庁から検査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがあり、同院とこれら受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告に掲記されるなどして公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を

示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

そして、前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみでなく、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効ある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書に記録された情報は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する「検査…に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があると認められることから、同条第5号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、理化学研究所の不正を調査するため、本件開示請求文書を開示することは公益上特に必要であり、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべきであると主張している。

当審査会の行う審査においては、情報公開法第7条の適用に関し、行政機関の長の第一義的判断を十分尊重しつつも、当審査会においてその適否について検討を加え、その結果に基づき、答申することができ、また、それが期待されているものと解される。

そこで、当審査会において本件における公益上の理由による裁量的開示の必要性について検討したところ、前記4のように、本件対象文書に記録された情報を公にした場合、受検庁との間での検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれるなど、会計検査院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、情報公開法第7条の規定を適用して本件対象文書に記録された情報を開示することに、これらの不利益を上回る利益があると認める

に足るだけの公益上の必要性が特にあるとまでは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書を不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男

III 資 料 編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	開 示 請 求	移 送 受	計
平成13年度	215	7	222
平成14年度	55	6	61
平成15年度	53	5	58
平成16年度	108	6	114
平成17年度	67	9	76
平成18年度	71	12	83
平成19年度	26	17	43
平成20年度	46	10	56
平成21年度	27	10	37
平成22年度	16	4	20
平成23年度	40	2	42
平成24年度	55	2	57
平成25年度	80	2	82
平成26年度	29	8	37
平成27年度	48	2	50

(注) 開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案、いずれも1件として取り扱う。

(参考) 上記表の平成27年度月別内訳

単位：件

月	開 示 請 求	移 送 受	計
平成27年4月	0	0	0
5月	2	0	2
6月	3	0	3
7月	1	0	1
8月	15	1	16
9月	1	0	1
10月	7	0	7
11月	1	1	2
12月	3	0	3
平成28年1月	10	0	10
2月	5	0	5
3月	0	0	0
計	48	2	50

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	開 示 請 求	移 送 受	計
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	32	0	32
平成20年度	2	0	2
平成21年度	4	0	4
平成22年度	17	0	17
平成23年度	2	0	2
平成24年度	1	0	1
平成25年度	7	0	7
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。
- 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取 下 げ	次年度持ち越し
平成13年度	222	175	40	7	0
平成14年度	61	56	2	0	3
平成15年度	61	52	8	0	1
平成16年度	115	85	23	0	7
平成17年度	83	75	4	3	1
平成18年度	84	69	1	0	14
平成19年度	57	39	4	0	14
平成20年度	70	62	7	0	1
平成21年度	38	28	2	0	8
平成22年度	28	25	2	0	1
平成23年度	43	42	1	0	0
平成24年度	57	30	0	1	26
平成25年度	108	104	2	0	2
平成26年度	39	34	0	5	0
平成27年度	50	46	0	4	0

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案、いずれも1件として取り扱う。
- 2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取 下 げ	次年度持ち越し
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	32	24	0	0	8
平成20年度	10	10	0	0	0
平成21年度	4	0	0	0	4
平成22年度	21	21	0	0	0
平成23年度	2	2	0	0	0
平成24年度	1	1	0	0	0
平成25年度	7	3	0	0	4
平成26年度	4	4	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。
- 2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
- 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表3 開示決定等の件数（決定内容区分別）

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成13年度	7	113	24	144	118	21	0	0
平成14年度	13	27	4	44	31	0	0	0
平成15年度	9	26	10	45	33	3	3	0
平成16年度	3	35	10	48	36	7	2	0
平成17年度	6	30	5	41	35	0	0	0
平成18年度	5	40	6	51	45	1	0	0
平成19年度	2	12	14	28	24	0	0	2
平成20年度	4	18	26	48	27	6	3	8
平成21年度	4	9	6	19	10	4	0	1
平成22年度	2	16	7	25	18	0	0	5
平成23年度	0	15	7	22	17	2	1	2
平成24年度	7	21	3	31	21	3	0	0
平成25年度	14	28	6	48	31	2	1	0
平成26年度	6	9	9	24	16	1	2	0
平成27年度	8	17	1	26	17	1	0	0

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。

2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は開示決定等の件数の合計とは一致しない場合がある。

(参考) 上記表の平成27年度四半期別内訳

単位：件

四半期	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成27年4～6月期	0	1	0	1	1	0	0	0
7～9月期	2	7	0	9	7	0	0	0
10～12月期	2	6	0	8	6	0	0	0
平成28年1～3月期	4	3	1	8	3	1	0	0
計	8	17	1	26	17	1	0	0

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開 示	部 分 開 示			不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	6	4	1	11	4	1	0	0
平成23年度	0	0	2	2	0	0	1	1
平成24年度	0	0	1	1	0	1	0	0
平成25年度	1	0	0	1	0	0	0	0
平成26年度	0	1	0	1	1	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。
 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成13年度	118	26	0	144
平成14年度	32	11	1	44
平成15年度	39	4	2	45
平成16年度	33	7	8	48
平成17年度	31	1	9	41
平成18年度	24	11	16	51
平成19年度	12	3	13	28
平成20年度	34	10	4	48
平成21年度	15	1	3	19
平成22年度	13	6	6	25
平成23年度	16	5	1	22
平成24年度	14	4	13	31
平成25年度	8	20	20	48
平成26年度	16	6	2	24
平成27年度	24	2	0	26

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。
 2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がなされなかったものである。
 3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	4
平成20年度	3	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	11	0	0	11
平成23年度	2	0	0	2
平成24年度	1	0	0	1
平成25年度	1	0	0	1
平成26年度	1	0	0	1
平成27年度	0	0	0	0

- (注) 1 開示（不開示）決定通知書1枚につき1件とする。
 2 「延長（30日）」欄は、行政機関個人情報保護法第19条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。
 3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関個人情報保護法第20条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。
 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況

表5 不服申立ての状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	不服申立て 件 数	処 理 状 況					
		却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	未 済
平成13年度	10	0	1	0	0	0	9
平成14年度	16	0	0	5	0	0	11
平成15年度	24	0	3	1	0	0	20
平成16年度	20	0	6	4	0	0	10
平成17年度	14	4	4	2	0	0	4
平成18年度	10	0	3	3	0	0	4
平成19年度	10	0	1	0	0	0	9
平成20年度	15	0	8	0	0	0	7
平成21年度	8	0	4	4	0	0	0
平成22年度	4	0	1	0	0	3	0
平成23年度	4	0	1	0	0	0	3
平成24年度	7	0	0	2	0	0	5
平成25年度	7	0	0	1	0	0	6
平成26年度	10	1	2	3	0	0	4
平成27年度	4	0	3	1	0	0	0

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
 2 処理が未済となっているのは、各年度末において、処理方針・諮問の要否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	不服申立て 件 数	処 理 状 況					
		却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	未 済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	0	0	0	4
平成20年度	10	4	6	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	0	1	0	0	0	1
平成24年度	1	0	1	0	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。
 2 処理が未済となっているのは、平成19年度末及び23年度末において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。

表6 審査会における処理状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度	諮 問 件 数	答申件数	答 申 区 分			取 下 げ 件 数	各 年 度 在 理 未 現 在 件 中 数
			諮 問 庁 の 判 断 は 妥 当 で な い	諮 問 庁 の 判 断 妥 当 な い	諮 問 庁 の 判 断 は 妥 当		
平成13年度	10	1	0	0	1	0	9
平成14年度	16	6	0	5	1	0	10
平成15年度	19	11	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	10	6	0	3	3	0	4
平成19年度	10	3	0	0	3	0	7
平成20年度	13	6	0	0	6	0	7
平成21年度	8	8	0	4	4	0	0
平成22年度	4	4	0	0	4	0	0
平成23年度	3	1	0	0	1	0	2
平成24年度	7	3	0	3	0	0	4
平成25年度	6	0	0	0	0	0	6
平成26年度	9	5	0	3	2	0	4
平成27年度	4	4	0	1	3	0	0

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度	諮 問 件 数	答申件数	答 申 区 分			取 下 げ 件 数	各 年 度 末 現 在 の 処 理 中 数
			諮 問 判 断 が 妥 当 だ ら ば	諮 問 判 断 が 妥 当 だ ら ば	諮 問 判 断 が 妥 当 だ ら ば		
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2
平成20年度	4	4	0	0	4	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	1	0	0	1	0	1
平成24年度	1	1	0	0	1	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

表7 不服申立てに対する裁決の状況

〈情報公開関係〉

単位：件

年 度 (平成)	裁 決 の 件 数	審査会に諮問しないで 裁決を行ったもの				審査会に諮問し、答申を受けて 裁決を行ったもの				
		申 立 て 認 容	申 立 て 却	申 立 て 下	その他	申 立 て 棄 却	申 立 て 認 容	申 立 て 一 認	申 立 て 部 容	う ち 答 申 と 異 なる 行 った もの
13年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
14年度	5	0	0	0	0	5	0	0	5	0
15年度	4	0	0	0	0	4	3	0	1	0
16年度	10	0	0	0	0	10	6	0	4	0
17年度	10	4	0	4	0	6	4	0	2	0
18年度	6	0	0	0	0	6	3	0	3	0
19年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
20年度	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0
21年度	8	0	0	0	0	8	4	0	4	0
22年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
23年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
24年度	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0
25年度	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
26年度	6	1	0	1	0	5	2	0	3	0
27年度	4	0	0	0	0	4	3	0	1	0

(注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。

2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものである。

〈個人情報保護関係〉

単位：件

年 度 (平成)	裁 決 の 件 数	審 査 会 に 諮 問 し な い で 裁 決 を 行 っ た も の			審 査 会 に 諮 問 し、 答 申 を 受 け て 裁 決 を 行 っ た も の					
		申 立 て 認 容	申 立 て 却 下	そ の 他	申 立 て 棄 却	申 立 て 認 容	申 立 て 一 認	申 立 て 部 容	う ち 答 申 と 異 なる 行 っ た もの	と 裁 決 した も の
17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度	10	4	0	4	0	6	6	0	0	0
21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
24年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等である。
 2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものである。

○ 訴訟の状況

情報公開関係、個人情報保護関係とも該当なし

3 委員の推移

第6期審査会委員（平成28年4月1日～31年3月31日）

会 長	吉 田 広 司	公証人
会長代理	山 岸 敬 子	明治大学法科大学院教授
委 員	石 津 寿 恵	明治大学経営学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：28年4月25日

第5期審査会委員（平成25年4月1日～28年3月31日）

会 長	山 舗 弥一郎	公証人
会長代理	山 岸 敬 子	明治大学法科大学院教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学大学院人文社会科学部研究科長・教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：25年4月23日

第4期審査会委員（平成22年4月1日～25年3月31日）

会 長	小 木 曾 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：22年4月21日

第3期審査会委員（平成19年4月1日～22年3月31日）

会 長	小 木 曾 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：19年4月23日

第2期審査会委員（平成16年4月1日～19年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：16年4月12日

第1期審査会委員（平成13年4月1日～16年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利 矢子	評論家

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：13年4月13日

（注）各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-8941 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 03-3581-3251 (代表)